政治活動費　7,132,842
組織活動費　5,262,702
機関紙誌の発行その他の事業費　1,870,140
政治資金パーティー開催事業費　1,870,140
5　寄附の内訳
〔政治団体分〕
直山会　5,488,707　豊島区

２１世紀の日本を考える会

国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名　田島　美和
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　29. 2.28（28.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本を元気にする会参議院比例第１支部

国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名　猪木　寛至
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　29. 3. 1（28.12.31解散）
1　収入総額　5,894,446
本年収入額　5,894,446
2　支出総額　5,894,446
3　本年収入の内訳
寄附　5,894,446
個人分　5,894,446
4　支出の内訳
経常経費　4,377,819
人件費　2,851,162
備品・消耗品費　199,875
事務所費　1,326,782
政治活動費　1,516,627
組織活動費　1,373,671
調査研究費　142,956
5　寄附の内訳
〔個人分〕
猪木　寛至　5,894,446　渋谷区

平成28年解散分

〔その他の政治団体〕

桜咲く未来のまつりごと

報告年月日　29. 8. 8（28.12.31解散）
1　収入総額　433
前年繰越額　433
2　支出総額　0

政治結社皇政会

報告年月日　29. 7.26（28.12.31解散）
1　収入総額　360,000
本年収入額　360,000
2　支出総額　360,000
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(10人)　360,000
4　支出の内訳
政治活動費　360,000
組織活動費　360,000

政治結社國彰挺身隊

報告年月日　29. 6. 9（28.12.31解散）
1　収入総額　274,000
前年繰越額　34,000
本年収入額　240,000
2　支出総額　240,000
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費(4人)　240,000
4　支出の内訳
政治活動費　240,000
機関紙誌の発行その他の事業費　240,000
宣伝事業費　240,000

政治結社國心塾

報告年月日　29. 7. 7（28.12.31解散）
1　収入総額　1,200
前年繰越額　1,200
2　支出総額　0

政治結社優士愛國同志會

報告年月日　29. 8.15（28. 4. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

立行社

報告年月日　29. 7.26（28.12.31解散）
1　収入総額　1,786
前年繰越額　1,786
2　支出総額　0
3　資産等の内訳
〔貸付金〕
高橋　久雄　55,000,000
小林　博　17,000,000
〔借入金〕
山口　雄嗣　3,000,000
山口　俊明　98,450,000

立行社政経会

報告年月日　29. 7.26（28.12.31解散）
1　収入総額　12,103
前年繰越額　12,103
2　支出総額　0

立行社同志會

報告年月日　29. 7.26（28.12.31解散）
1　収入総額　150,000
前年繰越額　150,000
2　支出総額　0
3　資産等の内訳
〔借入金〕
山口　信明　17,400,000

○国土交通省告示第千二十二号

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項及び第十五条第二号イ、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三第三項、第二十七条の五第一項第四号及び第二項第二号ロ(3)並びに第二十七条の七、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項並びに施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第二項の規定に基づき、建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等の一部を改正する告示

（建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正）

第一条　建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年建設省告示第二千七百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第四号の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。
一から三十八　（略）	一から三十八　（略）
三十九　受検しようとする種目が電気通信工事施工管理である場合においては、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む六年以上の実務経験を有する者	（新設）
四十から四十五　（略）	三十九から四十四　（略）